

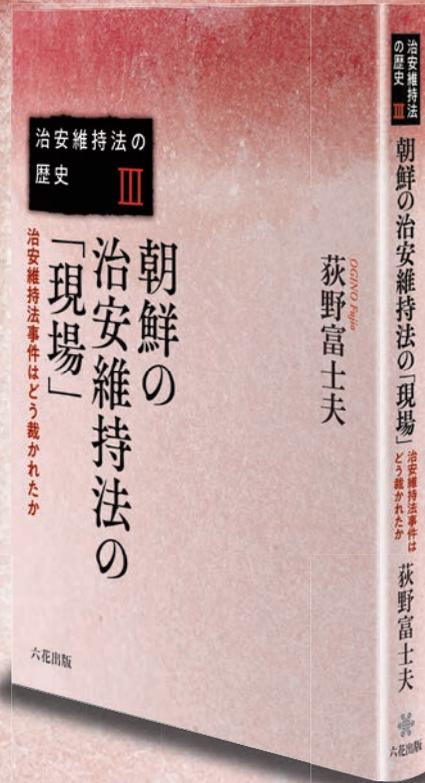
悪法のさらに上を行く 植民地での治安維持法

朝鮮の 治安維持法の 「現場」

治安維持法事件は
どう裁かれたか

治安維持法の 歴史 III

日本国内よりさらに残虐に適用された、
植民地朝鮮での治安維持法。
朝鮮民族を徹底して「皇国の臣民」に
仕立てあげるための強権支配のよりどころと
なった、検挙から刑の執行、予防拘禁まで、
その現場を明らかにする。



OGINO Fujio

萩野富士夫 著

2021年
5月刊行!

A5判・並製・444ページ
定価 2,500円+税
(税込2,750円)
ISBN978-4-86617-165-4

電子書籍版も同時刊行!

詳細は弊社HPをご覧ください。

多喜二は東京時代、日本プロレタリア作家同盟の書記長として、新任の書記となった詩人金龍済キムヨンジェと短いながらも濃密な交流をもった。地下潜行中の多喜二のレポ役も務めた金龍済は、治安維持法違反で入獄中に多喜二の虐殺を知って衝撃を受け、出獄後、知られざる「人間小林」の実像を「懐友」という文章にまとめ、「朝鮮文学」に寄稿する（一九三七年三月号）。ここにはプロレタリア文学を通じた多喜二と金龍済の友情と「連帯」がある（『民主文学』二〇二二年二月号参照）。

しかし、こうした日本人と朝鮮人との友情や「連帯」はごくごくわずかなかたちにとどまった。日本の植民地統治は両者の間に越えがたい分断をもたらしたが、朝鮮の民族独立運動や社会運動を弾圧する最大の武器となった治安維持法がその分断を生み出す大きな要素となった。治安維持法は日本国内の運用において十分に「悪法」であったが、朝鮮における運用ではそれを上回る「悪法」ふりを発揮し、植民地統治の後半の二〇年を下支えした。

治安維持法による取締と弾圧が朝鮮人の独立や社会変革のための運動や思想・宗教を抑え込んだことは確かであるが、同時に日本人一般の朝鮮人に対する差別意識をも増幅させた。それは、次のような日本国内における治安維持法違反事件関連の新聞報道によって醸成された。……「はじめに」より



六花出版

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-28 電話 03-3293-8787 ファクシミリ 03-3293-8788 <https://rikka-press.jp> e-mail: info@rikka-press.jp

はじめに
植民地統治を支える治安維持法の「悪法」性 / 「思想犯罪」処理の流れにそって / 治安維持法関連史料の活用と制約

I 検挙・取調——高等警察

- 一 高等警察の拡充
高等警察機構の確立 / 一九三二年の高等警察拡充 / 戦時体制下の高等警察拡充
- 二 内偵捜査から検挙へ
要視察人・要視察団体の内偵 / 戦時下の内偵捜査 / 第一次朝鮮共産党事件検挙の発端 / 拘留処分中の捜査から / 『朝鮮日報』社説の批判
- 三 取調
「聴取書」と「訊問調書」/ 容赦なき叱責 / 「良心」に訴える / 執拗な追及 / 「現在の心境」を問う / 証人訊問 / 「訊問調書」の偽造
- 四 拷問
拷問の実態を知る手がかり / 第一次・第二次朝鮮共産党事件の拷問 / より残酷な「間島」領事館警察による拷問 / 日常化する拷問 / 拷問警察官の処罰 / 検察当局の警告 / 修養同友会事件の拷問 / 戦時下の拷問
- 五 送致
「素行調査」 / 「意見書」 / 「犯罪事実」の盛込み / 「捜査報告書」と名称を変更 / 功労記章

II 起訴——思想検察

- 一 思想犯罪処理の中核として
思想検察の前身 / 思想検察の確立 / 思想犯検挙の激増と思想検事の増員 / 思想検事 伊藤憲郎 / 「思想」パンフレットにみる分析 / 「思想月報」の発刊 / 嚴罰方針の変容 / 「銃後治安の確保」の徹底 / 高等警察との応酬 / 警察側の検察批判
- 二 取調
検事取調の短さ / 「訊問調書」の具体事例 / 第一次朝鮮共産党事件 / 「訊問調書」の具体事例 / 第二次朝鮮共産党事件 / 「訊問調書」の具体事例 / 一九三〇年前後 / 検事訊問時の警察の圧力 / 「訊問調書」の捏造 / 証人訊問
- 三 起訴処分
起訴か不起訴か / 「公判請求」と「予審請求」 / 「威嚇主義」と「寛大なる処置」 / 朝鮮共産党関係の「予審請求」 / 第二条「協議」想定 / 「予審請求」 / 民族独立運動事件の「予審請求」 / 「予審最終決定」に対する「意見書」 / 「予審最終決定」に対する検察の抗告 / 戦時下に加え「公判請求」 / 不起訴の理由

III 予審——法院 I

- 一 思想係予審判事
予審判事の役割 / 二人の思想係予審判事 / 五井節蔵と脇鉄 / 思想係予審判事の設置と拡充 / 予審判事不足と勾留の長期化
- 二 取調
第一次朝鮮共産党事件の新義州地方法院予審 / 第一次・第二次朝鮮共産党事件の

シリーズ 治安維持法の歴史

- I 治安維持法の「現場」
治安維持法事件はどう裁かれたか 二〇二一年五月
- II 朝鮮の治安維持法の「現場」
治安維持法事件はどう裁かれたか 二〇二二年五月
- III 朝鮮の治安維持法——運用の通史 二〇二二年一月
- IV 治安維持法の成立と「改正」史 二〇二二年二月
- V 台湾・満洲国」の治安維持法 二〇二三年五月

著者紹介

荻野富士夫（おぎの・ふじお）
一九五三年 埼玉県生まれ
一九八七年より小樽商科大学勤務
二〇一八年より小樽商科大学名誉教授
主要著書
『特高警察体制史——社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房 一九八四年 / 増補新装版 明誠書林 二〇二〇年 / 『戦後治安体制の確立』岩波書店 一九九九年 / 『思想検事』(岩波新書 二〇〇〇年) / 『特高警察』(岩波新書 二〇二二年) / 『よみがえる戦時体制』(集英社新書 二〇一八年)

京城地方法院予審 / 予審「訊問調書」の捏造 / 警察「訊問調書」にそって / 予断にもつく「犯罪事実」の強要 / 「独立」の認識の追及 / 予審での拷問 / 署名捺印のごまかし

三 予審最終決定

「公判に付す」か「免訴す」か / 公判「判決」に転用 / 共産主義運動関係の「予審最終決定」 / 無政府主義・民族主義運動関係の「予審最終決定」 / 宗教関係の「予審最終決定」 / 「予審最終決定」に検事が抗告するケース / 予審最終「二ル」有罪決定 / ハンゲル新聞の報道

IV 公判——法院 II

- 一 公判の訊問と陳述
朝鮮での思想判事 / 開廷の状況 / 波乱の法廷 / 第一次・第二次朝鮮共産党事件 / 拷問の暴露と裁判長忌避 / 「案外軽」判決 / 「治安維持法は古今稀な悪法」 / 種五高の陳述 / 総督政治への理解と同意を求める裁判長 / 民族独立運動事件公判 / 十字架党事件公判における訊問と陳述 / 日中戦争全面化と寛大な処分 / 消滅「牛刀」をもって鶏を割く / 嚴罰 / 諺文研究会事件公判における訊問と陳述 / 控訴審 / 第一審と同等の量刑 / 控訴審 / 減刑されるケース / 控訴審 / 検事からの控訴ケース / 上告審 / 木で鼻を括ったような棄却 / 上告審 / 検事の上告も棄却 / 朝鮮人判事の関与 / 朝鮮人判事の来歴
- 二 判決全般の特性
平均刑期 / 日本国内との量刑の比較 / 一年未満の量刑 / 無罪判決 / 「公訴事実」の証明不十分 / 無罪判決 / 「訊問調書」の偽造 / 軽微な事案にも実刑 / 執行猶予の基準 / 戦時下の執行猶予の減少 / 目的遂行罪の適用 / 謝罪なき刑事補償 / 「訊問調書」の証拠能力 / 朝鮮少年令の施行による不定期刑の導入
- 三 公判における弁護活動
人権弁護士トイカ / 多数を占めた官選弁護 / 日本国内からかけつける / 朝鮮共産党事件公判の布施辰治 / 鈴木義男の修養同友会事件弁護 / 裁判闘争への処罰 / 事実認を柱とする弁論 / 量刑不当とする弁論 / 拷問による虚偽供述とする弁論 / 情状酌量を求める弁論 / 「国体」変革の拡張解釈を不当とする弁論

V 行刑・保護観察・予防拘禁

- 一 行刑
受刑者の増加 / 独房増設と看守長増員 / 行刑の状況 / 劣悪な環境 / 行刑の状況 / 反抗・抵抗・教化 / 「転向」の誘導と促進 / 戦時下の「転向」表明 / 仮出獄 / 「改悔の状頭書」 / 「累進得点原簿」 / 金斗禎の仮出獄 / 仮出獄のハードルの上昇 / さらに厳格化する仮出獄
- 二 保護観察
思想犯保護観察法施行をめぐる新聞論調 / 保護観察所の開設とその陣容 / 保護観察の審査・解除・更新 / 「保護」から「観察」 / 「思想」の指導 / 警察との協調 / 時局対応 鮮思想報国連盟の結成 / 思想報国連盟から大和塾へ / 皇民化政策の先鋒として
- 三 予防拘禁
予防拘禁制度の先行 / 予防拘禁所の開設 / 予防拘禁所の実際
あとがき

●弊社は注文制です。お近くの書店へご注文ください。
お急ぎの場合は小社に直接ご連絡ください。電話 03(32696)8787

Fax 03(32696)8788 電子メール info@rikka-press.jp

注文カード

帖合・貴店名

（八木書店経由）

注文数

治安維持法の歴史 III
朝鮮の治安維持法の「現場」
治安維持法事件はどう裁かれたか
定価 ● 二、七五〇円(税込)
ISBN978-4-86617-165-4

お名前

お電話番号

注文 年 月 日